

さいたま市在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を介助する家族の精神的、身体的負担が非常に重い状況にあるため、別表2に定めるショートステイ促進事業及びデイサービス促進事業(以下「ショートステイ促進事業等」という。)を実施することにより、重症心身障害児者を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)及びさいたま市日中一時支援事業実施要綱(平成18年9月29日保健福祉局長決裁)において使用する用語の例による。

2 「重症心身障害児者」とは、別表1の判定基準に定めるものとする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体はさいたま市とする。

(助成対象事業所)

第4条 本事業の助成対象事業所は、次の各号に定める要件のいずれかを満たす事業所とする。

- (1) 医療機関又は医療型障害児入所施設が実施する指定短期入所事業所であること。
- (2) 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設が実施する指定短期入所事業所であること。(ただし、さいたま市内の指定短期入所事業所に限る。)
- (3) 日中一時支援事業所については、次に定める要件を満たす事業所であること。
 - ア 看護師等の専門スタッフを配置していること。
 - イ アの専門スタッフの人数は対象者の数を2で除して得た数以上であること。
 - ウ その他、対象者を受け入れるための設備が整っていること。

(助成額)

第5条 前条の要件を満たし、対象者を受け入れた事業所に対し、別表2に定める額を助成するものとする。

(申請)

第6条 本事業を利用する事業所(以下「申請者」という。)は、さいたま市在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業利用申請書(様式第1号)により、市長に対し申請を行う。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、内容を確認し、すみやかに利用の適否及び支給決定期間を決定する。

(申請者への通知)

第8条 市長は、利用の適否を決定したときは、さいたま市在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業利用決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(利用の解除)

第9条 市長は、申請者から医療入院の必要等により短期入所の利用が困難となる旨の連絡を受けたときは、利用解除の決定を行い、さいたま市在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業利用解除通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の申請)

第10条 本事業の助成を受けようとする者(以下「助成金申請者」という。)は、さいたま市在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業助成金支給申請書(様式第4号)に必要書類を添付し、事業を実施した月の翌月15日までに市長に提出するものとする。

2 前項の申請は実績に基づき行うものとする。

(決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請の翌月末までに、内容を審査したうえで支給の可否、及び助成額を決定し、さいたま市在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業助成金支給決定通知書(様式第5号)により、助成金申請者に通知するものとする。

(支払)

第12条 市長は、前条により支給を決定した場合は、当該決定月末日までに助成金申請者に支払うものとする。

(書類の整備等)

第13条 助成金の支給を受けた者は、本事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成金の支給決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(助成金の返還)

第14条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(報告及び調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、必要な限度において調査を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(さいたま市超重症心身障害児短期入所等促進事業実施要綱の廃止)

2 さいたま市超重症心身障害児短期入所等促進事業実施要綱(平成22年3月25日保健福祉局長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

判定基準

対象とする重症心身障害児者は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複し、かつ、次のスコア表の各項目に規定する状態が6か月以上継続する者とする。

	項目	スコア
1	レスピレーター管理(※1)	10点
2	気管内挿管、気管切開	8点
3	鼻咽頭エアウェイ	5点
4	O ₂ 吸入又はSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5	1回/時間以上頻回の吸引	8点
	6回/日以上頻回の吸引	3点
6	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	3点
7	IVH	10点
8	経口摂取(全介助)(※2)	3点
	経管(経鼻・胃ろう含む)(※2)	5点
9	腸ろう・腸管栄養(※2)	8点
	持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)	3点
10	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3点
11	継続する透析(腹膜灌流を含む)	10点
12	定期導尿(3回/日以上)(※3)	5点
13	人工肛門	5点
14	体位変換 6回/日以上	3点

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。

※2 8、9は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※3 人工膀胱を含む。

別表2(第5条関係)

事業名	助成額
ショートステイ促進事業	<p>第4条第2項の要件を満たす指定短期入所事業所が、別表1のスコアの合計が25点以上の者を受け入れた場合に、短期入所報酬に加算して、1日あたり20,000円を助成する。</p>
	<p>第4条第2項の要件を満たす指定短期入所事業所が、別表1のスコアの合計が25点未満の者を受け入れた場合に、短期入所報酬に加算して、1日あたり10,000円を助成する。</p>
デイサービス促進事業	<p>第4条第3項の要件を満たす日中一時支援事業所が、別表1のスコアの合計が25点以上の者を受け入れた場合に、日中一時支援の報酬に加算して、1日あたり20,000円を助成する。</p>
	<p>第4条第3項の要件を満たす日中一時支援事業所が、別表1のスコアの合計が25点未満の者を受け入れた場合に、日中一時支援の報酬に加算して、1日あたり10,000円を助成する。</p>